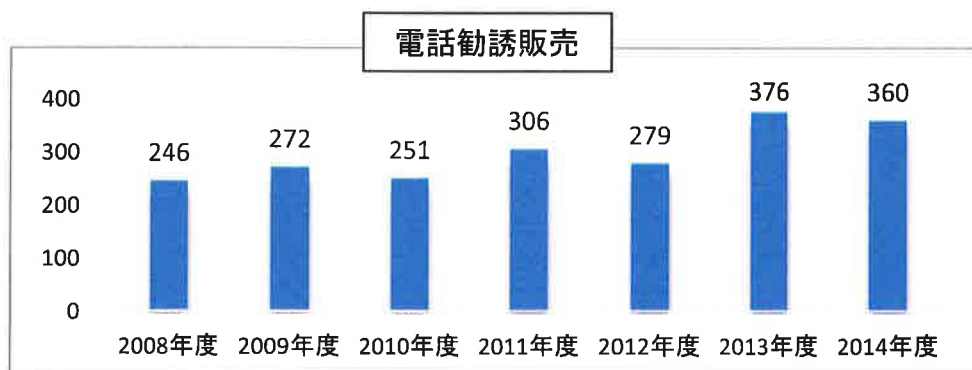


(7) 電話勧誘販売における過量販売規制の導入 (法第22条、法第24条の2)

電話勧誘販売において、健康食品や化粧品等の**過量販売**に関する苦情相談件数が増加



出典：内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会報告書(平成27年12月)



電話勧誘販売における、**消費者がその日常生活において通常必要とする分量を著しく超える商品の売買契約等(※)**について、

- (1) **行政処分の対象**とするとともに、
- (2) 消費者は**申込みの撤回又は契約の解除**を行うことができるようにする

(※)具体的には、以下の3つの契約について、締結から1年間は解除等が可能 (法第24条の12)

- ① 事業者の**1回の販売行為**により上記の量を超えることとなる契約
- ② 事業者が、**過去の消費者の購入の累積**から、結果的に上記の量を超えることになることを知りながら締結等を行った契約
- ③ 事業者が、既に**上記の量を超えた保有状況**の消費者であることを知りながら締結等を行った契約



【適用除外】消費者にその契約を締結する特別の事情がある場合
(例えば、親戚に配る目的や一時的に居宅における生活者の人数が増える事情等)